

## 自動車を利用して援助活動を実施する場合について

保育施設への送り迎えなどに自動車を使って活動していただくことがあります。その際に万一事故が起きた場合、ファミリーサポートセンター補償保険の適用に制限があります（下記『自動車を使用して援助活動をする際に、万一事故が起こった場合の保険について』参照）。その旨をご理解いただき、援助活動の際の自動車の使用について注意をお願いいたします。

### 『自動車を使用して援助活動をする際に、万一事故が起こった場合の保険について』

万一の事故に備えて、活動中の事故については、ファミリーサポートセンター補償保険（サービス提供会員傷害保険、賠償責任保険、依頼子供傷害保険）に加入しています。

ただし、自動車を使って万一事故が起こった場合、サービス提供会員傷害保険と依頼子供傷害保険は適用されますが、賠償責任保険は適用されません。

例えば、提供会員が預かった子どもを乗せて送りに行く途中、提供会員の過失で自動車事故を起こし、自分もけがをし、子どもにもけがをさせた場合、サービス提供会員傷害保険と依頼子供傷害保険は適用されますが、賠償責任保険は適用されません。

自動車保険は、本保険の中に組み込まれておらず、賠償事故については提供会員が使用する車の自動車賠償責任保険及び任意で加入する自動車保険で対応することになります。

（事故の相手方の車や提供会員が援助活動に使用した車の修理等も、ファミリーサポートセンター補償保険は適用されません。）

#### ○提供会員

- 次の基準を満たしていることを確認し、活動に際しては交通規則及びマナーを守り、常に安全運転に心掛けてください。
  - ・使用する車両が提供会員自身又は提供会員家族の所有（リース所有含む）であること
  - ・提供会員が直近1年間で複数回の交通事故を惹起していないこと
  - ・車両が整備されたものであること
  - ・自動車保険（自動車損害賠償責任保険及び十分な保険金額の任意加入保険）に加入していること

#### ○依頼会員

- 「提供会員が運転する車を使って、子どもの送り迎え等を行うことに同意する」旨の書類を作成し、提供会員に渡してください。
- チャイルドシート又はジュニアシートは、依頼会員が用意してください。

○万一、交通事故が発生した場合には、直ちに警察へ報告等の対応をするとともに、依頼会員及びセンターへ事故内容等を連絡してください。

## 同意書

姫路市ファミリーサポートセンター事業による援助活動において、提供会員が運転する車を使って、子どもの送り迎え等を行うことに同意します。

令和 年 月 日

提供会員

\_\_\_\_\_様

依頼会員

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

<姫路市ファミリーサポートセンターからのお願い>

- 依頼会員・提供会員お互いに、裏面を読み、車を使用することを確認してください。
- 6歳未満の子どもは必ずチャイルドシートを使用してください。使用していない場合、ドライバーが法律で罰せられます。